

千曲市訓令第3号

本 庁
出先機関

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

千曲市長 小 川 修 一

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令

(千曲市公印規程の一部改正)

第1条 千曲市公印規程（平成15年千曲市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長職務代 理者印(介護 保険専用)	方 21	長野県千曲 市長職務代 理者之印 介護保険専用	てん書 体	資格、認定、保険 料及び給付に関 する通知、証明	高齢福祉課 長	2
--------------------------	---------	----------------------------------	----------	--------------------------------	------------	---

」を

「

市長職務代 理者印(介護 保険専用)	方 21	長野県千曲 市長職務代 理者之印 介護保険専用	てん書 体	資格、認定、保険 料及び給付に関 する通知、証明	高齢福祉課 長	2
更埴文化会 館印	方 21	千曲市 更埴文化 会館之印	古印体	更埴文化会館名 にて執行する文 書	更埴文化会 館長	1
上山田文化 会館印	方 21	千曲市上 山田文化 会館之印	古印体	上山田文化会館 名にて執行する 文書	上山田文化 会館長	1
更埴文化会 館長印	方 21	千曲市更 埴文化会 館長之印	古印体	更埴文化会館長 名をもってする 文書	更埴文化会 館長	1
上山田文化 会館長印	方 21	千曲市上 山田文化 会館長之印	古印体	上山田文化会館 長名をもってす る文書	上山田文化 会館長	1
歴史文化財 センター所 長印	方 21	所セ史千 長ン文曲 之タ化市 印1財歴	古印体	歴史文化財セン ター所長名をも ってする文書	歴史文化財 センター所 長	1

森將軍塚古方墳館印	21	千曲市森將軍塚古墳館印	古印体	森將軍塚古墳館名をもってする文書	森將軍塚古墳館長	1
森將軍塚古方墳館長印	21	千曲市森將軍塚古墳館長之印	古印体	森將軍塚古墳館長名をもってする文書	森將軍塚古墳館長	1
さらしなの里歴史資料館印	21	千曲市さらしなの里歴史資料館印	古印体	さらしなの里歴史資料館名をもってする文書	さらしなの里歴史資料館長	1
さらしなの里歴史資料館長印	21	千曲市さらしなの里歴史資料館長之印	古印体	さらしなの里歴史資料館長名をもってする文書	さらしなの里歴史資料館長	1

」に

改める。

(千曲市災害対策本部規程の一部改正)

第2条 千曲市災害対策本部規程(平成15年千曲市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「、現地本部員」を「、現地本部職員」に改める。

別表中

「

広報広聴班	
広報広聴係長	同左係員

」を

「

広報広聴班	
広報広聴係長	同左係員
行政マネジメント班	
行政マネジメント係長	同左係員

」に、

「

行政マネジメ ント部 行政マネジ メント室長	行政マネジメン ト班 行政マネジメ ント係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。
選挙・公平・監 査部 選挙・公平・ 監査事務局 長	選挙・公平・監 査班 選挙・公平・監 査事務局次 長	同左係員	

」を

選挙・公平・監 査部 選挙・公平・ 監査事務局 長	選挙・公平・監 査班 選挙・公平・監 査事務局次 長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。
---------------------------------------	--	------	----------------------

」に、

地域開発推進班
開発推進係長

共創推進班
共創推進係長

」を

」に、

		保健センター健 康増進班 健康増進係	同左係員	
	人権・男女共同 参画部 人権・男女共 同参画課長	人権・男女共同参 画班 人権・男女共同参 画係長	同左係員	1 本部長の命ずる応 急対策に関すること。 2 同和地区の被害調 査に関すること。 3 施設被害状況調査 に関すること。 4 利用者の避難に関 すること。 5 所管施設に係る避 難所の開設及び運営 に関すること。
統括者 次世代支	こども未来部 こども未来	子育て支援班 子育て支援係	同左係員	1 本部長の命ずる応 急対策に関すること。

援部長	課長	長		2 被災者の収容に関するすること。
		こども家庭相談班 こども家庭相談係長	同左係員	3 所管施設に係る避難所開設及び運営に関するすること。
		子育て支援センター班 更埴子育て支援センター長 上山田子育て支援センター長	同左係員	4 利用者の避難に関するすること。
	保育部 保育課長	保育・幼稚園班		1 本部長の命ずる応急対策に関するすること。
		保育・幼稚園係長	同左係員	2 被災者の収容に関するすること。
		保育施設班 保育施設係長	同左係員	3 所管施設に係る避難所開設及び運営に関するすること。
		屋代保育園班 屋代保育園長	同左係員	4 利用者及び園児の避難に関するすること。
		あんずの里保育園班 あんずの里保育園長	同左係員	
		埴生保育園班 埴生保育園長	同左係員	
		杭瀬下保育園班 杭瀬下保育園長	同左係員	
		稲荷山保育園班 稲荷山保育園長	同左係員	
		桑原保育園班 桑原保育園長	同左係員	
		八幡保育園班 八幡保育園長	同左係員	
		戸倉保育園班 戸倉保育園長	同左係員	

		更級保育園班 更級保育園長	同左係員	
		五加保育園班 五加保育園長	同左係員	
		上山田保育園班 上山田保育園長	同左係員	
統括者 経済部長	産業振興部 産業振興課長	商工労政班 産業振興係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 企業者に対する災害対策に関する事。 3 衣料、生活必需品等の供給に関する事。

」を

		保健センター 健康増進班 健康増進係	同左係員	
統括者 経済部長	商工部 商工課長	商工労政班 商工労政係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 企業者に対する災害対策に関する事。 3 衣料、生活必需品等の供給

」に、

	観光部 観光課長	観光誘客班 観光誘客係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 観光地の災害対策に関する事。 3 観光客の避難及び対策に関する事。
		移住定住推進班 移住定住推進係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 観光部の補助に関する事。
		ふるさと納税推進班		

		ふるさと納税推進係長	同左係員	
	日本遺産推進部	日本遺産推進班		
	日本遺産推進室長	日本遺産推進係長	同左係員	
統括者 建設部長	道路河川部 道路河川課長	管理班 管理係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 水門・排水機場等の機能維持に関すること。

」を

	ふるさと振興部	移住定住推進班		1 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	ふるさと振興課長	移住定住推進係長	同左係員	2 商工部の補助に関すること。
		ふるさと納税推進班		
		ふるさと納税推進係長	同左係員	
統括者 建設部長	道路河川部 道路河川課長	管理班 管理係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 水門・排水機場等の機能維持に関すること。

」に、

		上水道班 上水道係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 市営水道の応急対策に関すること。 3 飲料水の確保及び供給に関すること。
統括者 教育部長 副統括者 文化創造担当	教育総務部 教育総務課長	総務班 総務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 教育施設の被害状況調査に関すること。
		学校教育班 学校教育係	同左係員	3 応急教育に関すること。

部長		長		4 学用品、教科書等の調達、配布に関する事。
----	--	---	--	------------------------

」を

		上水道班		1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
		上水道係長	同左係員	2 市営水道の応急対策に関する事。
				3 飲料水の確保及び供給に関する事。
統括者 文化観光スポーツ部長	観光部 観光課長	観光誘客班		1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
		観光誘客係長	同左係員	2 観光地の災害対策に関する事。
				3 観光客の避難及び対策に関する事。
	文化部 文化課長	文化振興班		1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
		文化振興係長	同左係員	2 文化施設の被害状況調査に関する事。
		文化会館班		3 文化施設の保全復旧措置に関する事。
		文化会館業務係長	同左係員	
	歴史文化財センター部 歴史文化財センター所長	文化財班		1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
		文化財係長	同左係員	2 文化財、歴史公園施設等の被害調査、保護対策に関する事。
		埋蔵文化財班		3 博物館施設の被害状況調査に関する事。
		埋蔵文化財係長	同左係員	4 利用者の避難に関する事。
		博物館班		
		学芸係長	同左係員	
	スポーツ部 スポーツ課長	スポーツ振興班		1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
		スポーツ振興係長	同左係員	2 社会体育施設の被害状況調査に関する事。
		施設整備班		3 利用者の避難に関する事。
		施設整備係長	同左係員	4 所管施設に係る避難所

				の開設及び運営に関する こと。
	国スポ・全障ス ポ推進部	総務班 総務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対 策に関すること。
	国スポ・全障 スポ推進室	競技班 競技係長	同左係員	
	長	会場班 会場係長	同左係員	
統括者 こども 教育部 長 副統括者 こども 未来担 当部長	教育総務部 教育総務課 長	総務班 総務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対 策に関すること。 2 教育施設の被害状況調 査に関すること。 3 応急教育に関するこ と。 4 学用品、教科書等の調 達、配布に関すること。
		学校教育班 学校教育係 長	同左係員	

」に、

	屋代公民館班 埴生公民館班 稲荷山公民館 班 八幡公民館班 戸倉公民館班 上山田公民館 班 戸倉創造館班 更埴図書館班 戸倉図書館班 各業務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対 策に関すること。 2 施設被害状況調査に関 すること。 3 利用者の避難に関する こと。 4 所管施設に係る避難所 の開設及び運営に関する こと。
文化部 文化課長	文化振興班 文化振興係 長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対 策に関すること。 2 文化施設の被害状況調 査に関すること。 3 文化施設の保全復旧措 置に関すること。
	文化会館班 文化会館業 務係長	同左係員	
スポーツ振興 部	スポーツ振興 班		1 本部長の命ずる応急対 策に関すること。

スポーツ振興課長	スポーツ振興係長	同左係員	2 社会体育施設の被害状況調査に關すること。
	施設整備班 施設整備係長	同左係員	3 利用者の避難に關すること。
	国民スポーツ大会準備班 国民スポーツ大会準備係長	同左係員	4 所管施設に係る避難所の開設及び運営に關すること。
歴史文化財センター部 歴史文化財センター所長	文化財係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に關すること。
	埋藏文化財班 埋藏文化財係長	同左係員	2 文化財、歴史公園施設等の被害調査、保護対策に關すること。

」を

	屋代公民館班 埴生公民館班 稻荷山公民館班 八幡公民館班 戸倉公民館班 上山田公民館班 戸倉創造館班 更埴図書館班 戸倉図書館班 各業務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に關すること。
	人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画課長	同左係員	2 施設被害状況調査に關すること。
	人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画課長	同左係員	3 利用者の避難に關すること。
	人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画課長	同左係員	4 所管施設に係る避難所の開設及び運営に關すること。

			4 所管施設に係る避難所の開設及び運営に関すること。
こども未来部 こども未来課長	子育て支援班 子 育 て 支 援 係 長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 被災者の収容に関すること。
	こども家庭相談班 こ ども 家 庭 相 談 係 長	同左係員	3 所管施設に係る避難所開設及び運営に関すること。 4 利用者の避難に関すること。
	子育て支援センター班 更 埴 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 長 上 山 田 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 長	同左係員	
保育部 保育課長	保育・幼稚園班 保 育 ・ 幼 稚 園 係 長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 被災者の収容に関すること。
	保育施設班 保 育 施 設 係 長	同左係員	3 所管施設に係る避難所開設及び運営に関すること。
	屋代保育園班 屋 代 保 育 園 長	同左係員	4 利用者及び園児の避難に関すること。
	あんずの里保育園班 あ ん ず の 里 保 育 園 長	同左係員	
	埴生保育園班 埴 生 保 育 園 長	同左係員	
	杭瀬下保育園班 杭 瀬 下 保	同左係員	

	育園長	
	稲荷山保育園 班	
	稲荷山保 育園長	同左係員
	桑原保育園班	
	桑原保 育園長	同左係員
	八幡保育園班	
	八幡保 育園長	同左係員
	戸倉保育園班	
	戸倉保 育園長	同左係員
	更級保育園班	
	更級保 育園長	同左係員
	五加保育園班	
	五加保 育園長	同左係員
	上山田保育園 班	
	上山田保 育園長	同左係員

」に

改める。

(千曲市職員の綱紀及び職務執行に関する規程の一部改正)

第3条 千曲市職員の綱紀及び職務執行に関する規程（平成15年千曲市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

健康福祉部長	健康福祉部所属課長等	健康福祉部所属する職員
次世代支援部長	次世代支援部所属課長等	次世代支援部に所属する職員
経済部長	経済部所属課長等	経済部に所属する職員
建設部長	建設部所属課長等	建設部に所属する職員
議会事務局長	議会事務局所属課長等	議会事務局に所属する職員
教育部長	教育委員会事務局担当部長及び 教育委員会事務局所属課長等	教育委員会事務局に所属する 職員

」を

「

健康福祉部長	健康福祉部所属課長等	健康福祉部に所属する職員
経済部長	経済部所属課長等	経済部に所属する職員
建設部長	建設部所属課長等	建設部に所属する職員
文化観光スポーツ部長	文化観光スポーツ部所属課長等	文化観光スポーツ部に所属する職員
議会事務局長	議会事務局所属課長等	議会事務局に所属する職員
こども・教育部長	教育委員会事務局担当部長及び 教育委員会事務局所属課長等	教育委員会事務局に所属する職員

」に

改める。

(千曲市公金管理委員会規程の一部改正)

第4条 千曲市公金管理委員会規程（平成15年千曲市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、次世代支援部長」を削り、「及び教育部長」を「、文化観光スポーツ部長及びこども・教育部長」に改める。

第5条第2項中「産業振興課長」を「商工課長」に改める。

(千曲市建設工事請負人選定委員会規程の一部改正)

第5条 千曲市建設工事請負人選定委員会規程（平成15年千曲市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「経済部長」の次に「、文化観光スポーツ部長」を加え、「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

(千曲市男女共同参画計画推進会議規程の一部改正)

第6条 千曲市男女共同参画計画推進会議規程（平成15年千曲市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉部人権・男女共同参画課」を「こども・教育部人権・男女共同参画課」に改める。

(千曲市行政改革推進本部規程の一部改正)

第7条 千曲市行政改革推進本部規程（平成16年千曲市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

別表中

「

次世代支援部会	次世代支援部長	次世代支援部の課長	次世代支援部の主幹、保育園長及び係長 次世代支援部長が指名する職員
経済部会	経済部長	経済部の課長 農業委員会の事務局長	経済部の主幹及び係長 農業委員会の事務局次長及び係長 経済部長が指名する職員
建設部会	建設部長	建設部の課長	建設部の主幹、技幹及び係長 建設部長が指名する職員
教育部会	教育部長	教育委員会事務局の課長 教育機関等の長 (課長職に限る。)	教育委員会事務局の主幹及び係長 教育機関等の係長 教育部長が指名する職員

」を

経済部会	経済部長	経済部の課長 農業委員会の事務局長	経済部の主幹及び係長 農業委員会の事務局次長及び係長 経済部長が指名する職員
建設部会	建設部長	建設部の課長	建設部の主幹、技幹及び係長 建設部長が指名する職員
文化観光スポーツ部会	文化観光スポーツ部長	文化観光スポーツ部の課長	文化観光スポーツ部の主幹及び係長 文化観光スポーツ部長が指名する職員
こども・教育部会	こども・教育部長	担当部長 教育委員会事務局の課長 教育機関等の長 (課長職に限る。)	教育委員会事務局の主幹、保育園長及び係長 教育機関等の係長 こども・教育部長が指名する職員

」に

改める。

(千曲市公の施設の指定管理者選定委員会規程の一部改正)

第8条 千曲市公の施設の指定管理者選定委員会規程(平成17年千曲市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

第8条第1項中「、次世代支援部会」を削り、「及び教育部会」を「、文化観光スポーツ部会及びこども・教育部会」に改め、同条第2項中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

(千曲市観光振興推進会議規程の一部改正)

第9条 千曲市観光振興推進会議規程(平成18年千曲市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「経済部観光課」を「文化観光スポーツ部観光課」に改める。

(千曲市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正)

第10条 千曲市職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成18年千曲市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

次世代支援部	保育所、子育て支援センター又はあすなろ園に勤務する職員	午前8時30分から午後5時までとする。	勤務時間の途中に45分間とする。
--------	-----------------------------	---------------------	------------------

」を

「

健康福祉部	あすなろ園に勤務する職員	午前8時30分から午後5時までとする。	勤務時間の途中に45分間とする。
こども・教育部	保育所又は子育て支援センターに勤務する職員		

」に

改める。

(千曲市企業立地推進本部規程の一部改正)

第11条 千曲市企業立地推進本部規程(平成25年千曲市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部産業振興課」を「経済部商工課」に改める。

(千曲市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正)

第12条 千曲市新型インフルエンザ等対策本部規程(平成25年千曲市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第10条中「又は同部感染症対策室」を削る。

別表中

「

「

本部室班 (危機管理防災課長) <健康推進課長> <感染症対策室長> <総務課長> <秘書広報課長>
--

本部室班 (危機管理防災課長) <健康推進課長> <総務課長> <秘書広報課長>

」を

」に、

「

「

行政マネジメント班 (行政マネジメント室長) 総合政策班 (総合政策課長) 管財契約班 (管財契約課長) 情報政策班 (情報政策課長) 公民共創推進班 (公民共創推進室長)
--

総合政策班 (総合政策課長) 管財契約班 (管財契約課長) 情報政策班 (情報政策課長) 公民共創推進班 (公民共創推進室長)

」を

」に、

「

健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班 (福祉課長) 高齢福祉班 (高齢福祉課長) 健康推進班 (健康推進課長) 人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	1 本部長の命ずる対策に関する こと。 2 健康福祉部の対策全般の調整 に関すること。 3 新型インフルエンザ等相談窓 口の設置及び運営に関するこ と。 4 感染情報の収集、管理及び伝 達に関すること。 5 予防接種及び感染予防に関す ること。 6 国、県等外部との連絡調整に 関すること。 7 医薬品、衛生材料及び救護資 材の確保に関すること。
------------------------------	---	--

		8 所管する施設の閉鎖及び継続に関すること。
教育部 (教育部長) (文化創造担当部長)	教育総務課班 (教育総務課長) 給食センター班 (給食センター所長) 生涯学習班 (生涯学習課長) 文化班 (文化課長) 歴史文化財センター班 (歴史文化財センター所長) スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	1 本部長の命ずる対策に関する こと。 2 児童生徒の健康把握に関する こと。 3 児童生徒の予防接種及び感染 予防に関すること。 4 部に係る感染情報収集及び感 染状況報告に関すること。 5 部内の連絡調整に関するこ と。 6 所管する施設の閉鎖及び継続 に関すること。
次世代支援部 (次世代支援部長)	こども未来班 (こども未来課長) 保育班 (保育課長)	1 本部長の命ずる対策に関する こと。 2 園児の健康把握に関するこ と。 3 園児の予防接種及び感染予防 に関すること。 4 部に係る感染情報収集及び感 染状況報告に関すること。 5 部内の連絡調整に関するこ と。 6 所管する施設の閉鎖及び継続 に関すること。
経済部 (経済部長)	産業振興班 (産業振興課長) 農林班 (農林課長) 観光班 (観光課長) ふるさと振興班 (ふるさと振興課長) 日本遺産推進班 (日本遺産推進室長)	1 本部長の命ずる対策に関する こと。 2 部に係る感染情報収集及び感 染状況報告に関すること。 3 部内の連絡調整に関するこ と。 4 所管する施設の閉鎖及び継続 に関すること。
建設部 (建設部長)	道路河川班 (道路河川課長) 建築班	1 本部長の命ずる対策に関する こと。 2 部に係る感染情報収集及び感

	(建築課長) 都市計画班 (都市計画課長) 上下水道班 (上下水道課長)	染状況報告に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 所管する施設の閉鎖及び継続に関すること。
議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局		1 局に係る感染症情報集及び感染状況報告に関すること。 2 各部の応援に関すること。

」を

健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班 (福祉課長) 高齢福祉班 (高齢福祉課長) 健康推進班 (健康推進課長)	1 本部長の命ずる対策に関すること。 2 健康福祉部の対策全般の調整に関すること。 3 新型インフルエンザ等相談窓口の設置及び運営に関すること。 4 感染情報の収集、管理及び伝達に関すること。 5 予防接種及び感染予防に関すること。 6 国、県等外部との連絡調整に関すること。 7 医薬品、衛生材料及び救護資材の確保に関すること。 8 所管する施設の閉鎖及び継続に関すること。
こども・教育部 (こども・教育部長) (こども未来担当部長)	教育総務課班 (教育総務課長) 給食センター班 (給食センター所長) 生涯学習班 (生涯学習課長) 人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長) こども未来班 (こども未来課長) 保育班 (保育課長)	1 本部長の命ずる対策に関すること。 2 児童生徒の健康把握に関すること。 3 児童生徒の予防接種及び感染予防に関すること。 4 園児の健康把握に関すること。 5 園児の予防接種及び感染予防に関すること。 6 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 7 部内の連絡調整に関するこ

		と。 8 所管する施設の閉鎖及び継続 に關すること。
經濟部 (經濟部長)	商工班 (商工課長) 農林班 (農林課長) ふるさと振興班 (ふるさと振興課長)	1 本部長の命ずる対策に關する こと。 2 部に係る感染情報収集及び感 染状況報告に關すること。 3 部内の連絡調整に關するこ と。 4 所管する施設の閉鎖及び継続 に關すること。
建設部 (建設部長)	道路河川班 (道路河川課長) 建築班 (建築課長) 都市計画班 (都市計画課長) 上下水道班 (上下水道課長)	1 本部長の命ずる対策に關する こと。 2 部に係る感染情報収集及び感 染状況報告に關すること。 3 部内の連絡調整に關するこ と。 4 所管する施設の閉鎖及び継続 に關すること。
文化観光スポーツ 部 (文化観光スポー ツ部長)	観光班 (観光課長) 文化班 (文化課長) 歴史文化財センター班 (歴史文化財センター 所長) スポーツ班 (スポーツ課長) 国スポ・全障スポ推進班 (国スポ・全障スポ推進 室長)	1 本部長の命ずる対策に關する こと。 2 部に係る感染情報収集及び感 染状況報告に關すること。 3 部内の連絡調整に關するこ と。 4 所管する施設の閉鎖及び継続 に關すること。
議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局		1 局に係る感染症情報集及び感 染状況報告に關すること。 2 各部の応援に關すること。

」に

改める。

(千曲市社会福祉法人設立審査会規程の一部改正)

第13条 千曲市社会福祉法人設立審査会規程(平成26年千曲市訓令第5号)の一部を次の
ように改正する。

第3条第4項中「次世代支援部長」を「こども未来担当部長」に改める。

第6条第3項中「次世代支援部」を「こども・教育部」に改める。

(千曲市公共施設等総合管理計画推進本部規程の一部改正)

第14条 千曲市公共施設等総合管理計画推進本部規程（平成26年千曲市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

(千曲市職員提案制度規程の一部改正)

第15条 千曲市職員提案制度規程（令和2年千曲市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条から第8条までの規定中「行政マネジメント室長」を「秘書広報課長」に改める。

第9条第4項中「企画政策部長、総務部長、行政マネジメント室長」を「総務部長、企画政策部長、秘書広報課長」に改め、同条第6項中「行政マネジメント室」を「秘書広報課」に改める。

第10条第1項、第13条、第15条及び第16条第1項中「行政マネジメント室長」を「秘書広報課長」に改める。

(千曲市文書管理規程の一部改正)

第16条 千曲市文書管理規程（令和6年千曲市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第50条中「千曲市教育委員会歴史文化財センター所長」を「歴史文化財センター所長」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

文書記号

課名	記号	課名	記号
総務課	総	こども家庭センター	こ家
秘書広報課	秘書	商工課	商工
財政課	財	産業支援センター	産セ
税務課	税	農林課	農
債権管理課	債	ふるさと振興課	ふる
危機管理防災課	危防	道路河川課	道
総合政策課	総政	建築課	建築
管財契約課	管契	都市計画課	都
情報政策課	情報	上下水道課	上下
公民共創推進室	公民	観光課	観
市民課	市民	文化課	文
上山田戸倉出張所	上戸	歴史文化財センター	歴文
市民生活課	市生	スポーツ課	ス

消費生活センター	消セ	国スポ・全障スポ推進室	国障
環境課	環	千曲市更埴文化会館	更文
福祉課	福祉	千曲市上山田文化会館	上文
高齢福祉課	高福	千曲市森將軍塚古墳館	森古
健康推進課	健推	千曲市さらしなの里歴史資料館	さ歴
人権政策課	人政	会計課	会

(千曲市立保育所における苦情解決に関する規程等の廃止)

第 17 条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 千曲市環境保全事務連絡会規程（平成 15 年千曲市訓令第 33 号）
- (2) 千曲市立保育所における苦情解決に関する規程（平成 16 年千曲市訓令第 4 号）
- (3) 保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程（平成 16 年千曲市訓令第 5 号）

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

